

秋田市アンダー40正社員化促進事業補助金交付要綱

〔平成27年9月30日〕
市 長 決 裁

（目的）

第1条 この要綱は、市内の事業所に勤務する40歳未満の非正規雇用者の正規雇用転換を推進するため、正規雇用転換をした事業主に対して、秋田市アンダー40正社員化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、もって40歳未満の者の雇用の安定と定住促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 非正規雇用者 次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者であること。

イ 期間の定めのある労働契約を締結して雇用されている者であること。

ウ 期間の定めのない労働契約を締結して雇用されている者であって、正規雇用者以外のものであること。

(2) 正規雇用者 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第1項に規定する通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員であって、次のいずれにも該当する労働者をいう。

ア 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される労働協約又は就業規則その他これに準ずるもの（以下「就業規則等」という。）に定める賃金の算定方法等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇を受けている者であること。

イ 所定労働時間が1週間当たり30時間以上である者（子育て、介護等の特段の事情により1週間当たりの所定労働時間を30時間未満に短縮する措置を受けている者を含む。）であること。

(3) 正規雇用転換 事業主が、非正規雇用者を同一の事業所において正規雇用者として直接雇用することをいう。

（対象事業主）

第3条 補助金の交付の対象となる事業主（以下「対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に事業所を有する法人であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 正規雇用者を労働保険および社会保険の被保険者としていること。

(4) 正規雇用転換を行った事業所において、当該正規雇用転換を行った日の前日から起算して6月前の日までの間に、事業主の都合により正規雇用者を解雇したことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象事業主としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下この号において同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者および当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていること。

(2) 事業主又は事業主の役員等（経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であること。

(3) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

第2条第1項に規定する独立行政法人および地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者であること。

（対象労働者）

第4条 補助金の額の算定において対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 正規雇用転換により正規雇用者となった日において40歳未満であること。

(2) 正規雇用転換により正規雇用者となった日において市内に住所を有しており、継続して市内に居住していること。

(3) 対象事業主に6月以上非正規雇用者として雇用された後、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に正規雇用転換により正規雇用者として雇用された者であること。

(4) 一定期間経過後に正規雇用転換により正規雇用者とすることを約して雇用された者でないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める対象労働者を算定の対象として交付するものとする。

(1) 第1期 正規雇用転換により正規雇用者となった日から起算して1年を経過する日まで正規雇用者として継続して雇用されている対象労働者

(2) 第2期 正規雇用転換により正規雇用者となった日から起算して2年を経過する日まで正規雇用者として継続して雇用されている対象労働者

(3) 第3期 正規雇用転換により正規雇用者となった日から起算して3年を経過する日まで正規雇用者として継続して雇用されている対象労働者

3 補助金の額は、対象労働者一人につき20万円とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象事業主は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(前条第2項第1号の第1期に係る補助金の交付の決定を受けた者が同項第2号の第2期に係る補助金の交付の申請をする場合又は第2期に係る補助金の交付の決定を受けた者が同項第3号の第3期の補助金の交付の申請をする場合は、第3号から第7号に規定する書類を除く。ただし第6号については、前期の申請に添付した書類に内容の変更がない場合に限る。)を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 対象労働者一覧表(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 対象労働者を正規雇用者として雇用した日前6月間の当該対象労働者の賃金台帳の写し(給与等の状況が一覧となっているもの)

(4) 対象労働者の雇用契約書の写し

(5) 対象労働者を非正規雇用者として雇用していた時の雇用契約書又は雇入通知書の写し(対象労働者が派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者であった場合は、労働者派遣契約書および派遣法第42条第1項の規定に基づく派遣先管理台帳の写し)

(6) 就業規則等

(7) 事業主の都合による解雇がないことを証明する書類

(8) 対象事業主に係る納税証明書(市税に未納がない証明書)

(9) 対象労働者が属する事業所に係る所在地証明書、登記事項証明書又は定款の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条の規定による補助金の交付の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 第1期 対象労働者を正規雇用者として雇用した日から60日を経過した日

(2) 第2期 対象労働者を正規雇用者として雇用した日から起算して1

年を経過した日から60日を経過した日

(3) 第3期 対象労働者を正規雇用者として雇用した日から起算して2年を経過した日から60日を経過した日

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請書の提出があった日の翌々月の末日までに補助金の交付の可否を決定し、当該申請を行った者に対して、交付を決定した場合にあっては補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不交付を決定した場合にあっては補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(対象労働者の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象労働者の離職、雇用契約の変更等により決定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに対象労働者変更届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした後において、事情の変更その他特別の事由により必要があると認めたときは、補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により、当該補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、対象労働者の雇用の実績について、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める日までに、実績報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。

(1) 第1期 対象労働者を正規雇用者として雇用した日から起算して1年を経過した日から60日を経過した日又は当該起算して1年を経過した日が属する年度の末日のいずれか早い日

(2) 第2期 対象労働者を正規雇用者として雇用した日から起算して2年を経過した日から60日を経過した日又は当該起算して2年を経過した日が属する年度の末日のいずれか早い日

- (3) 第3期 対象労働者を正規雇用者として雇用した日から起算して3年を経過した日から60日を経過した日又は当該起算して3年を経過した日が属する年度の末日のいずれか早い日

2 前項の報告書には、次に掲げる書類（前項の第2期および第3期の実績報告をする場合は、第3号に規定する書類を除く。）を添付しなければならない。

- (1) 対象労働者一覧表（様式第2号）
- (2) 対象労働者を正規雇用者として雇用した日以後の当該対象労働者の賃金台帳の写し
- (3) 雇用保険被保険者一覧表の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 健康保険・厚生年金保険被保険者であることが分かる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、実績報告書等を審査した結果、既に行った補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認めたときは、補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により、当該交付の決定の内容の変更について交付決定者に通知し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

（補助金の請求および交付）

第12条 市長は、交付すべき補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第14条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告をさせ、又はその職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。